

昭和二十九年文部省令第二十六号

教育職員免許法施行規則
教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基き、及びその規定を実施するため
教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章

単位の修得方法等

〔第一条～第十九条〕

第三章

相当課程
(第二十四條—第二十六條)

三十三条

三条)

三

九三
云々三連旨其一
二
三

第七章

単位修得試験（第五十一條）第六十一

第八章

教員資格認定試験 (第六十一条の二)

關東の物語（第一回—第三回、第八回—

六十五条の二

六十五條の六)

付則

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までに於ける単位の修得方法等に關しては、この章の定めるところによる。

第一条の

免許法別表第一から別表第八までに

備考	論教校学援支別特			
	状許免種二	状許免種一	状許免修専	
二	二	二		目科るす
八	十六	十六	目科るす 関に理病び及理生理心の徒生は又童児児幼るあの害障	
三	五	五	目科るす 関に法導指び及程課育教の徒生は又童児児幼るあの害障	
三	三	三	目科るす 関に法導指び及程課育教の徒生は又童児児幼るあの害障	
			習実育教のていつに徒生は	

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、「一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）」について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する身心に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合は四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合は一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合は二単位以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合は一単位）以上を含む。）

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する第三欄に掲げる科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教育の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目的単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目的単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目的単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目的単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目的単位をもつてであることができる。

4 特別支援教育に関する科目的修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目的単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

5 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目的修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

6 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する教育する科目及び当該領域に関する教育課程等に關する科目について合わせて四単位(二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む)。

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する教育課程等に關する科目及び当該教育課程等に關する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に關する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目(以下この号において「心理及び教育課程等に關する科目」という)についてそれぞれ一単位(二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に關する科目一単位)以上前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

三 実務の検定は、特別支援学校的教員(専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)として一年間

園稚幼	第一欄	で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。)の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目的単位を修得するものとする。
免修専	第二欄	目科るす間に項事的門専るす間に域領
	第三欄	目科るす間に項事的門専るす間に科教
	第四欄	等目科るす間に解理的基礎の育教の論教は又目科るす間に法導指の容内育保
	第五欄	等目科るす間に解理的基礎の育教の論教は又目科るす間に法導指の科教各
五一	第六欄	目科るす定設に自独が学大
五一	第七欄	数位単得修低最

校学等高	諭教校学中			諭教校学小			諭教		
免修専	状許免種二	状許免種一	状許免修専	状許免種二	状許免種一	状許免修専	状許免種二	状許免種一	状許
							五	四	
	○一	○一		四	四				
							○三	○二	
	一二	六一		九二	一二				
五一	四	四	五一	二	五	五一		六	
五一	五四	五四	五一	五四	五四	五一	五四	五四	

備考	第一欄	第二欄に掲げる各科目的単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。
	第二欄	高等学校教諭の一一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第五項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数に十二単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。
	第三欄	三幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び三単位以上を修得したものであるときは、そ三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に応じ、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる科目的単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。
	第四欄	ハ中学校教諭の一一種免許状、教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位の理解に関する科目等六単位を含めて二十単位
	第五欄	二高等学校教諭の一一種免許状、教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目五単位を含めて二十単位

備考	第一欄	二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
	第二欄	第十一条の二特別免許状を有する者で免許法表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。
	第三欄	2 第十一条の二特別免許状を有する者で免許法表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。
	第四欄	二二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
	第五欄	二二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

受けようとする免許状の種類	第二章 第四号に定める修得方法の例にならうものとする。	
門専るす間に域領	最低修得単位数	二 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理閑に関する科目等の単位の修得方法は、第三条第一項の表に規定する教育の基礎的理閑に関する科目六単位以上並びに道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上並びに国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有する特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
門専るす間に科教		三 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理閑に関する科目等の単位の修得方法は、第四条第一項又は第五条第一項の表に規定する教育の基礎的理閑に関する科目六単位以上並びに道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上を修得するものとする。
又科すに内保育 は科目る関法指容 は目る関法指科各 教又科すに導の教 定設に自独が學大		第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数が三年以上である場合は在職年数二年となして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。
第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。		

備考	教諭 高 等 校	論 校 中 教 學		論 校 小 教 學		論 園 幼 教 稚		
		状 免 一 許 種	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種	状 免 二 許 種	状 免 一 許 種	状 免 二 許 種	
第十四條 修得方法の例にならうものとする。						一	一	目科るす間に項事的
	三	三	三	一	一			目科るす間に項事的
						九	七	目る解的基育の教諭等科すに理基礎の教諭
	四	六	五	八	七			等科すに理基礎の教諭
	三	一	二	一	二		二	目科るす

免許状の種類	受けようとする										最低修得単位数
	教科に関する専門的事項に關する科目					各教科に關する専門的法に關する事項に關する科目					
備考	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校
	教諭	校教諭	高等学	校教諭	高	教諭	中学校	中学校	中学校	中学校	
	許状	許状	許状	二種免	二種免	許状	許状	許状	許状	許状	
許状	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一種免	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	八	八	八	八	八	八
四	四	四	四	三	三	八	八	八	八	八	八
	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
一 教科に關する専門的事項に關する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項の表備考第一号から第四号まで又は第五条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。	二 各教科の指導法に關する科目的単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。	三 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に關する科目については四単位を、各教科の指導法に關する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に關する専門的事項に關する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第一号の規定を適用する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
二 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に關する科目については四単位を、各教科の指導法に關する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に關する専門的事項に關する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第一号の規定を適用する。	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一

第一欄 受けている 免許状の事 項の種類	第二欄 受けよ うとす る免許 の種類	第三欄 修得したものとみな す教科に関する専門 的事項に関する科 目の単位数	第五条第一項の表に 規定するもの	道柔道又は剣	柔道又は剣	保健体	育保	科種	状の教	うとす る免許	受けよ うとす る免許	の種類
				中学校において 職業実習を担任 する教諭								
状免專 許修	受けようとする免許状の種類	第十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。	第五条第一項の表に規定するもの	道柔道又は剣	柔道又は剣	保健体	育保	科種	状の教	うとす る免許	受けよ うとす る免許	の種類
	目次に關する専門的科目	商業の関係科目	第五条第一項の表に規定するもの	道柔道又は剣	柔道又は剣	保健体	育保	科種	状の教	うとす る免許	受けよ うとす る免許	の種類
	等科すに理礎の教諭は目次に關する専門的科目各 目の基育の教又科すに導の教	商業の関係科目	第五条第一項の表に規定するもの	道柔道又は剣	柔道又は剣	保健体	育保	科種	状の教	うとす る免許	受けよ うとす る免許	の種類
五一	目科るす定設に自独が学大	四	第五条第一項の表に規定するもの	道柔道又は剣	柔道又は剣	保健体	育保	科種	状の教	うとす る免許	受けよ うとす る免許	の種類

2	免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理閲に関する科目等五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目八単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理閲に関する科目等七単位以上を修得するものとする。	一 種	免 許	五	免 許	一〇
3	免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかるわらず、教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理閲に関する科目等五単位以上を修得するものとする。	五	免 許	五	免 許	一〇
4	前三項の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める職業についての修得方法又は第五条の表備考第一号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理閲に関する科目の単位の修得方法は、第五条に定める修得方法の例にならうものとする。	五	免 許	五	免 許	一〇
5	第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。 第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類	二 種	免 許	二 種	免 許	一 〇

に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目的単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考						種類	受けようとする免許状の種類	第一欄
	教諭	養護	専修	修得単位数	最低単位数			
状免許	二種	状免許	一種	状免許	専修	科目	科目	第二欄
一四		八				養護	養護	
八		六				等の科目に關する	の教育の基礎的理解	養護・栄養教諭
二		二			一五	科目的基礎	が独自に設定	大学
三〇		二〇			一五	する		

に応じ、それぞれ第一欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 第二欄 第三欄

備考

養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの若しくは大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる養護に関する科目四単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等三単位を含めて十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、養護に関する科目四単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に

4 第一項及び前項の養護に関する科目、養護教育論、改善技術の教育の基礎的理解に関する科目を含めて十単位を修得するものとする。

園稚幼	類種の状許免るすとうよけ受	
校学小	状許免の校学るすと要必をとこるす有	
	目科るす関に項事的門専るす関に科教	
六	目科るす関に法導指の容内育保	
	目科るす関に法導指の科教各	
	法導指び及論理の徳道	等に關する科目
	法方び及論理の導指徒生	学道德、學習の時間等の総合的
法方び及論理のじむ含を識知な的礎基るす関にグンリセンウカ談相育教	法及び生徒の指導、教育相談	
法方び及論理の育教アリヤキび及導指路進	目科るす定設に自独が学大	

状許免種二諭教校学中		状許免種二諭教校学小		状許免種二諭教校学大	
免通普諭教校学等高	状許免通普諭教校学小	状許免通普諭教校学中	状許免通普諭教園稚幼	状許免通普諭教	
	○一				
二	二	○一	○一		
一				一	
二	二	二	二	二	
四					

二 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について「単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受け

備考	高等学校教育論述試験中等学年普通科免許種許可の除く
	状許免種一論教学校等
	状許免種二論教学校等
	状許免種三論教学校等
	状許免種四論教学校等
	状許免種五論教学校等
	状許免種六論教学校等
	状許免種七論教学校等
	状許免種八論教学校等

る場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理學実驗・化學実驗・生物學実驗・地學実驗について一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を修得するものとし、中學校教諭の普通免許状（三種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する専門的事項のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する内容を含む。）科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

種二論教園幼稚	類種の状許免るすとうよけ受	表の定めるところによる。
通普論教校学小	状許免の校学るすと要必をとこるす有	
	目科るす関に項事的門専るす関に科教	
三	目科るす関に法導指の容内育保	
	目科るす関に法導指の科教各	
	法導指び及論理の徳道	
	法方び及論理の導指徒生	
	法方び及論理のむ含を識知な的礎基るす関にグンリセンウカ談相育教	
	法方び及論理の育教アリヤキび及導指路進	
	目科るす定設に自独が学大	

等高	状許免種二論教校学中		状許免種二論教校学小		状許免
学中	状許免通普論教校学等高	状許免通普論教校学小	状許免通普論教校学中	状許免通普論教園稚幼	状許免
		五			
一	一	一	五	五	
	一				一
一	一	一	一	一	
四	二				

第十九条 免許法別表第一号の規定に基づき文部所要資格を得させるた
第二章 認定課程

第十八条の五 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参考して、都道府県の教育委員会規則で定める。

備考 この表各項の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

状許免種一論教校学
除を状許免種_二状許免通普論教校

せるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあっては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十二条第二項、専門職大学設置基準第五十五条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第一項及び共同教育課程（以下この項及び次条第五項において單に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

一 大学及び大学の学部の名称

二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称

三 免許状の種類

四 学生定員

五 教育課程

六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別

七 教育実習施設に関する事項

八 学則

九 その他大学において必要と認める事項

十 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第十二条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上

2 認定課程を有する大学は、教育上有益と認め

るときは、大学設置基準第二十八条第一項（大

学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一

4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認め

るときは、文部科学大臣が認めた割合と、第四項中「科

目を第一項」とあるのは、「第六項に規定す

る先導的な取組を行うために必要なものとして

これぞ三割」とあるのは、「第六項に規定する先

の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的

に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定

課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当

程度見込まれるものと、その申請により指定す

ることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以

下この条において「指定」という。）をしたとき

は、次に掲げる事項をインターネットの利用

その他の適切な方法により公表しなければなら

ない。

一 指定大学の名称

二 当該指定大学を指定した日

三 当該指定大学を指定した理由

四 第二項の規定は、前項の規定による指定の取

消しについて準用する。

2 第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授

与の所要資格を得させるために必要な授業科目

を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなけ

ればならない。

2 第二十二条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、

第一項、第五条第一項、第三条第一項、第四条第一

項、第五条第二項、前条及び次条並びに第二十

二項の表に規定する当該科目の単位数のそ

れぞれ三割を超えないものとする。

2 認定課程であり、かつ、共同教育課程である

一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及

び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそ

れぞれ三割を超えないものとする。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、

第一項及び第二項の教育課程、教育研

究実施組織、教育実習並びに施設及び設備が認

定課程として適当でないと認めるときは、免許

法第十六条の三第三項の政令で定める審議会の

意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧

告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお

是正が行われない場合には、第二十条第一項に

規定する認定を取り消すことができる。

2 第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号、別

表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別

表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指

定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二

十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定す

る独立行政法人大学改革支援・学位授与・機構が

定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

2 第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生

が普通免許状に係る所要資格を得るために必要

な科目の単位を修得するに当たつては、当該認

定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な

指導及び助言を行ふよう努めなければなら

い。

2 第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育

実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒に

ついての教育実習、養護実習及び栄養教育実習

（以下この条において「教育実習等」という。）

を行ふに当たつては、教育実習等の受入先の協

力を得て、その円滑な実施に努めなければなら

ない。

2 第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に

掲げる教員の養成の状況についての情報を公表

するものとする。

一 教員の養成の目標及び当該目標を達成する

ための計画に関すること。

二 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに各教員が担当する授業科目に関すること。

四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

五 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第二十二条の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第二十二条の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第二十三条 認定課程に關し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第三章 相當課程

第二十四条 免許法別表第一備考第五号口に規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号口の規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に關しては、この章の定めるところによる。

第二十五条 免許法別表第一備考第一号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六条 免許法別表第一備考第五号口に規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十九条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る）とする。

る。)、高等専門学校の課程(第四学年及び第五学年に係る課程に限る。)、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程(同法第百三十二条に規定するものに限る。)とする。

第四章 教員養成機関の指定

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関 免許法別表第一備考第一号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭又は教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関する規定による。

第二十八条 前条の指定は、大学の課程における前条に掲げる学校の教員、養護教諭又は栄養教諭の養成数が、不充分な場合に限り、行うものとする。

第二十九条 第二十七条の指定は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)、地方公法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第六十一条第一項に規定する公立大学法人を含む。)、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条の規定による学校法人又は同法第六十四条第四項の規定による法人などが設置する教員養成機関について行うものとする。

第三十条 第二十七条の教員養成機関の指定を受けようとするときは、その設置者は、次の事項を記載した申請書を、これに指導と承認を受けようとする大学の意見書を添え、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び住所
- 二 目的
- 三 名称及び位置
- 四 開設年月日
- 五 教育課程
- 六 徒定員
- 七 長の氏名及び履歴
- 八 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別

九 施設、設備、実習施設等に関する事項

十一 収支予算

十二 法人の寄附行為

十三 その他設置者において必要と認める事項

第三十一条 指定を受けた教員養成機関（以下「指定教員養成機関」という。）の設置者は、前条第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に申請してその承認を受けなければならない。

2 指定教員養成機関の設置者は、前条第一号から第三号まで、第七号若しくは第九号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定教員養成機関を廃止しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第三十二条の二 免許法別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関及び免許法別表第二の三に規定する指定教員養成機関及び免許法別表第二の三に規定する教員養成機関の要件は、当該教員養成機関に係る卒業の要件は、当該教員養成機関又は養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三十二条 免許法別表第一の幼稚園、小学校及び中学校の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関、免許法別表第二の三に規定する指定教員養成機関及び免許法別表第二の三に規定する教員養成機関並びに免許法別表第二の二の二の栄養教諭の二種免許状の授与の所要資格は、当該教員養成機関に係る卒業の要件は、当該教員養成機関又は養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

2 免許法別表第一の特別支援学校教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、特別支援教育に関する科目について、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的の理解に關する科目等の単位を含めて、十七単位及び三十単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 第一項及び前項の指定教員養成機関においては、その授業科目の開設に當たつては、幅広く二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

2 前項の単位は、原則として、一科目について
二単位とする。

第五十七条 大学は、試験に關し、次の事項を記載した計画書を、試験の開始期日の二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 科目
二 場所
三 期日
四 問題作成者及び採点者の氏名
五 成績審査の方法
六 収支予算
七 その他大学において必要と認める事項

第五十八条 大学が、前条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

第五十九条 大学は、試験終了後一月以内に、試験実施状況、科目ごとの合格者数及び授与単位数並びに収支決算について、文部科学大臣に報告しなければならない。

第六十条 試験を受けようとする者は、一科目について百円を基準として試験を行う大学が定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、いかなる場合においても返還しない。

第六十一条 試験の実施に関する基準は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第八章 教員資格認定試験

第六十二条 免許法第十六条第一項の教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」といいう。）の受験資格、実施の方法その他の試験に関し必要な事項は、教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の定めるところによる。

第九章 中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例

第六十三条 免許法第十六条の三及び第十六条の四に規定する中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十四条 免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状は、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務の事項について授与するものとする。

第六十五条 免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状は、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務の事項について授与するものとする。

第六十六条 免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状は、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務の事項について授与するものとする。

第六十七条 免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校において専ら自立教科等の教授をする

担任する教員の普通免許状及び臨時免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十三条 特別支援学校の高等部において専ら自立教科（自立教科等のうち自立活動を除いたものをいう。以下同じ。）の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 普通免許状は、特別支援学校自立教科教諭の免許状とし、それぞれ一種免許状及び二種免許状に区分する。

3 臨時免許状は、特別支援学校自立教科助教諭の免許状とする。

4 特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状及び臨時免許状は、視覚障害者である生徒に対する教育を行なう特別支援学校の高等部における理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行なう特別支援学校の高等部における理容（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

（昭和二十三年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美

容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

この項において「医師免許」という。）を受けているものを除く。」

二 理学療法の教科についての普通免許状 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の規定による理学療法士の免許（第六十五条において「理学療法士免許」という。）を有しない者

3 理容の教科についての普通免許状 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美

容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

4 理学療法の教科についての普通免許状 理学療法士免許（第六十五条に規定する理学療法士免許）及び「理容師免許」及び「美容師免許」という。）を有しない者

5 特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状及び臨時免許状は、視覚障害者である生徒に対する教育を行なう特別支援学校の高等部における理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理容（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条に規定する理容師免許及び美容師免許）のいずれも有しない者

目に係る五単位以上を含む。）

二 心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習三単位以上

文部科学大臣の指定する特別支援学校の音楽科卒業したこと。

二 第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校（次号において「視覚特別支援学校」という。）の教員として在職した年数とし、同欄の実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからへまでに定めるところによる。

ただし、イからへまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ 理療の教科の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上及び理療に関する科目七単位以上

ロ 理学療法の教科の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上

ハ 理療の教科の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合には、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び理療に関する科目九単位以上

ニ 理学療法の教科の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上及び特別支援教育領域に関する科目四単位のうち心理等に関する科目一単位以上

以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び音楽に関する科目四単位以上へ特殊技芸の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目四単位以上する。

四 この表の第四欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育について、第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同欄に規定する単位の計算方法については第一条の二の規定をそれぞれ準用する。

第六十五条 特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状は、次の各号に掲げる免許教科に応じ、それぞれ当該各号に定める者に、教育職員検定により授与する。

一 理療 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者

二 理学療法 理学療法士免許を受けている者

三 音楽 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者

四 理容 理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科を卒業したもの又は四年以上理容に関する実地の経験を有するもの

五 特殊技芸 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者

第六十五条の二 特別支援学校自立活動教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者に授与する。

第六十章の二 特別免許状

第六十五条の三 免許法第四条の二第三項及び第五条第二項から第四項までに規定する特別免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十五条の四 免許法第五条第四項に規定する文部科学省令で定める者は、学校教育に関する科

第六十五条の五 免許法第四条の二第三項の規定による特別支援学校教諭の特別免許状は、第六十三条第四項に掲げる各教科及び第六十三条の二第三項に掲げる各自立活動について授与するものとする。

第六十五条の六 免許法第五条第三項に規定する教育職員検定の申請は、特別免許状の授与を受けようとする者が、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添えて行うものとする。

第六十一条 雑則

第六十五条の七 免許法第二条第一項に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園・携型認定こども園の職員

二 教育委員会の事務局又は教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員

三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人の役員若しくは職員となつている者

第六十五条の八 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第一百二十六条第一項に規定する外国语活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第一百二十六条、第一百二十七条及び第一百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第一百二十六条第一項及び第一百二十七条に規定する総合的な探究の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習的な学習の時間の一部 同令第八十三条及び第一百二十八条に規定する総合的な探究の時間の一部 大学の学長、認定課程を有する学部の学部長又はこれらに準ずる者及び小学校 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者とする。

指導要領及び同令第百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の九 免許法第三条の二第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- 一 設置者及び学校名
- 二 任命又は雇用しようとする者の氏名
- 三 教授又は実習を担任しようとする事項の内容及び期間
- 四 前号の教授又は実習を担任させる理由
- 五 その他都道府県の教育委員会規則で定める事項

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、免許法第五条第一項第二号ただし書の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認める。

- 一 中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 学校教育法第九十条第二項の規定により、大学への入学を認められた者
- 四 学校教育法施行規則第百五十条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（前号に該当する者を除く。）
- 五 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

第六十六条の二 免許法第五条第五項第二号の規定により同項第一号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

- 一 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者（短期大学士の学位を有する者を除く。）
- 二 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 旧国立工業教員養成所を卒業した者

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第一百二十六条第一項に規定する外国語活動、同令第五十条第一項及び第一百二十六条に規定する道徳、同令第五十条第一項及び第一百二十六条第一項に規定する総合的な学習の時間、同令第五十条第一項及び第一百二十六条に規定する特別活動並びに同令第五十条第二項に規定する宗教とする。

2 免許法第十六条の五第二項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第七十二条及び同令第一百二十七条に規定する総合的な学習の時間とする。

3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。

第六十六条の四 免許法別表第一備考第二号の二に規定する学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合とする。

第六十六条の五 免許法別表第一備考第二号の三の規定により短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、次に掲げる場合とする。

一 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く。）

二 指定教員養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（指定教員養成機関を卒業した場合を除く。）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に

以上の資格を有すると認められる場合は、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（短期大学士の学位を有する場合を除く。）とする。

2 免許法別表第二備考第一号の規定により文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（養護教諭養成機関を卒業した場合を除く。）とする。

第六十六条の十 免許法別表第二の二備考第一号の規定により学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得し卒業した場合とする。

第六十七条 免許法別表第三及び別表第八の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務証に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

第一欄	第二欄	第三欄
少年院法（平成二十六年法律第五十八号）による少年院	授業を担当した課程に応じ、小学校又は高等学校	大臣
海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校又は高等学校	文部大臣

律第百三十六号）に基づき派遣された場合に限る。第七十条の二において同じ。）

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあっては、校長、副校长、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主任若しくは社会教育主任の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十八条の二 免許法別表第五備考第一号の二に規定する資格は、学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められることとする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主任、社会教育主任の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受けける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の二 免許法別表第六備考第三号の文部科学省令で定める教育の職は、次条に規定する職員で、次に掲げる者とする。

一 免許法第五条第一項各号の一に該当しない者

二 免許法附則第三項の規定により免許状の授与を受けることができる者

三 免許法附則第七項の規定により養護助教諭の臨時免許状を受けることができる者

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十条 免許法別表第三、別表第六、別表第六の一、別表第七、別表第八若しくは第六十四条第二項の表の第三欄又は別表第五の第二欄に規定する在職年数には、休職の期間は通算しない。

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上の病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものとし、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主任又は社会教育主任の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

第七十一条 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、書換若しくは再交付又は教育職員検定を受けようとする者は、免許法第五条の二第一項及び第三項に定めるもののほか、都道府県の教育委員会規則の定めるところにより、授与権者に申し出るものとする。

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、生理学・生化学、食品衛生学・基礎栄養学、応用栄養学、臨床栄養学、栄養教育論、調理学、給食経営管理論又は授与権者が適当と認めた分野

二 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道德教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適當と認めた分野

三 高等学校教諭の専修免許状においては、前号に掲げる分野

四 特別支援学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適當と認めた分野

体育若しくは保健又は授与権者が適當と認めた分野

五 養護教諭の専修免許状においては、教育哲學、教育史、教育制度、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、健康相談、栄養学、解剖学・生理学、微生物学・免疫学・薬理概論、精神保健、看護学又は授与権者が適當と認めた分野

六 栄養教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、生理学・生化学、食品衛生学・基礎栄養学、応用栄養学、臨床栄養学、栄養教育論、調理学、給食経営管理論又は授与権者が適當と認めた分野

七 普通免許状及び臨時免許状の様式は、第一項の普通免許状の様式を参考して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第七十三条 免許法第七条第一項に規定する証明書の様式は、別記第三の一号様式から第三の三号様式までのとおりとする。

第七十四条 免許法第八条の原簿は、免許法第四条及び第四条の二第一項の規定による免許状、免許法第十六条の三第一項の規定による中学校の普通免許状及びに第六十三条、第六十三条の二及び第六十五条の規定による特別支援学校の教諭又は高等学校教諭の普通免許状、免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状並びに第六十三条の二に応じて作製しなければならない。

第七十五条 免許法第七条第二項に規定する証明書の様式は、別記第三の一号様式から第三の三号様式までのとおりとする。

第七十六条 免許法第八条の原簿は、免許法第四条及び第四条の二第一項の規定による中学校の普通免許状並びに第六十三条、第六十三条の二及び第六十五条の規定による特別支援学校の教諭又は高等学校教諭の普通免許状、免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状並びに第六十三条の二に応じて作製しなければならない。

第七十七条 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の自立教科又は自立活動の教員の免許状の種類に応じて作製しなければならない。

第七十八条 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の自立教科又は自立活動の教員の免許状の種類に応じて作製しなければならない。

に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

よる公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

二 一
本 氏 名
籍 地

三三四 免許状の種類 授与権者

免許状授与年月日
免許状の番号

失効又は取上げの年月日

項目第二号若しくは第十一項第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長、教

頭、実習助手若しくは寄宿舎指導員に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次

（第三項の規定によれば、このいづれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）

イ 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二

条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。)

口 わいせつな行為又はセクシユアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）

二ハ 交通法規違反又は交通事故 教員の職務に関し行つた非違 (イからハ)

までに該当するものを除く。)
ホ イからニまでに掲げる理由以外の理由

第七十四条の三 所轄庁(免許管理者を除く。)が免許法第十四条の規定による免許管理者への通知を行ふ場合、第二項第一号ヘの文書は、

通知を行ふ場合（その教員が免許法第十条第一項第二号に該当するとき又は免許法第十一条第一項ニ該当する事案）

一項は該当する事実があると思料するときには限る。又は学校法人等が免許法第十四条の二の規定による所轄庁への報告を行う場合（その行

規定による所転戸への報告を行ふ場合(各の行つた解雇の事由が免許法第十一條第一項に定める事由に該当する)を思料するとき、恐る。(一)

は、その通知又は報告は、懲戒免職又は解雇の理由が前条第八号イからホまでの、ハズれに該当

すると思料するかの別を付して行わなければならない。

第七十五条 免許法第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第十六条に定める修得方法の例にならうものとする。									
		免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。									
番号	五項の表の 教科に関する専門的事 項に関する科目	最低修得単位数	各教科の指導 法に関する科目 又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	備考	この表各号の単位の修得方法は、それ ぞれ第四条第一項及び第五条第一項の表に定 める修得方法の例にならうものとする。	一	二	三	四	五	六
1	この省令は、昭和二十九年十二月三日から施 行する。	4	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	4	免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の 単位の修得方法は、次の表の定めるところによ る。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。
2	大学は、大学、免許法認定公開講座及び単位 修得試験における単位修得原簿その他これらに 関する主なる公文書を相当期間保存しなければ ならない。	2	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	2	指定教員養成機関は、単位修得原簿その他こ れに関する主なる公文書を相当期間保存しなけ ればならない。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。
3	教育を開設した者は、単位修得原簿及びこれに 関する主なる公文書を相当期間保存しなけれ ばならない。	3	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	3	教育を開設した者は、単位修得原簿及びこれに 関する主なる公文書を相当期間保存しなけれ ばならない。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。
4	免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の 単位の修得方法は、次の表の定めるところによ る。	4	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	4	免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の 単位の修得方法は、次の表の定めるところによ る。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。
5	免許法附則第九項の規定の適用を受ける者の 単位の修得方法は、第十六条に定める修得方法 の例にならうものとする。	5	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	5	免許法附則第九項の規定の適用を受ける者の 単位の修得方法は、第十六条に定める修得方法 の例にならうものとする。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。
6	免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者 の単位の修得方法は、次の表の定めるところによ る。	6	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の教 育の基礎的理 解に関する科 目等	6	免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者 の単位の修得方法は、次の表の定めるところによ る。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。	行する。

備考	栄養教諭			に関する科 目的理解に關 する科目等
	一 種免許	二 種免許	状 状	
一 この表における単位の計算方法に関しては、第一条の二の規定を準用する。				
二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。				
三 栄養教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、教育の基礎的理解に関する科目・道徳・総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。				
四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。				
五 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。				
7 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。				
一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律五百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。				
二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設				

第一欄 受けようと/or 許状の種類	第二欄 附則第七項各 号に掲げる免 許状の区分に 応じそれぞれ を取得した 後、附則第八 項に規定する 職員として良 好な成績で勤 た後、前	第三欄 附則第七項各 項各号に 掲げる免 許状の区分に 応じそれぞれ を取得した 後、附則第八 項に規定する 基礎資格を取 得し、当該各 号に定める基 礎資格を取得し た後、前
10 9 免許法附則第 十九項に規定 する文部科学 省令で定める もの	ハ イ及びロに掲 げるものに準 ずる施設とし て文部科学大 臣が内閣總理 大臣と協議して 定めるもの	ロ 児童福祉法第 五十九条第一項 に規定する施 設のうち同法第 三十九条第一項 に規定する業 務を目的とする ものであつて就 学前の子どもに 関する教育、保 育等の総合的な 供の推進に関する 法律(平成十八年 法律第七十七号) 第三条第一項又は 第三項の認定を 受けたもの及び 同条第十項の規 定によるもの

備考	幼稚園			務した旨の実務證明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
	一 種 免	二 種 免	許 状	
第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	三 （勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	八

備考	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第二欄の実務證明責任者は、附則第八項に規定する単位数を修得するものとす。	この表により免許状の授与を受けようとする者が前号の規定により修得するものとされる科目的単位を修得したものであるときは、その者は、その修得した科目的単位を第三欄に掲げる単位数に含めることができる。
科目	一般教育科	普通免許状	三級普通免許状
受ける免許状の種類	一般教育科	中学校教諭二級普通免許状	中学校教諭二級普通免許状

備考	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第二欄の実務證明責任者は、附則第八項に規定する単位数を修得するものとす。	この表により免許状の授与を受けようとする者が前号の規定により修得するものとされる科目的単位を修得したものであるときは、その者は、その修得した科目的単位を第三欄に掲げる単位数に含めることができる。
科目	一般教育科	普通免許状	中学校教諭二級普通免許状
受ける免許状の種類	一般教育科	中学校教諭二級普通免許状	中学校教諭二級普通免許状
単位の修得方法	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。
11 改正法附則第五項の規定の適用を受ける者の免許状の種類	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。	第一号及び第二号に掲げる者にあっては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務證明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあってはその者が勤務した施設の設置者とする。

備考	この表各項の単位の修得方法は、第二条から第七条まで、第九条及び第十条並びに第十一条の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
12 前項の規定により高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者についての改正法附則第五項の表備考第二号において準用する免許法第六条別表第三備考第五号の規定により文部省令で定める教育の職は、校長、教育長若しくは指導主任又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の教員の職とする。	前項の規定により高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者についての改正法附則第五項の表備考第二号において準用する免許法第六条別表第三備考第五号の規定により文部省令で定める教育の職は、校長、教育長若しくは指導主任又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の教員の職とする。
13 改正法附則第五項の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第三条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。	改正法附則第五項の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第三条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。
14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の専門科目五単位以上とし、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第三条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。	改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の専門科目五単位以上とし、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第三条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。
15 改正法附則第十一項又は改正法附則第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ附則第十一項又は第十三項に定める修得方法の例にならうものとする。	改正法附則第十一項又は改正法附則第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ附則第十一項又は第十三項に定める修得方法の例にならうものとする。
16 改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、附則第十一項に定める修得方法の例にならうものとする。	改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、附則第十一項に定める修得方法の例にならうものとする。
17 改正法附則第三項の規定により旧法第六条別表第四に規定する幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の仮免許状に係る所要資格、同別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係	改正法附則第三項の規定により旧法第六条別表第四に規定する幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の仮免許状に係る所要資格、同別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係

る所要資格を得た者で、これらの学校の教諭（講師を含む。）にならうとするものは、授与権者に願い出て所要資格を得たむねの証明を受けなければならぬ。

免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

一 設置者、学校名及び位置

二 校長及び当該教科の教授を担任しようとする主幹教諭等の氏名

三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間

四 前号の教授を担任しようとする事由

五 第二号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類

六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数

昭和二十九年十二月二日までに免許状授与の所要資格を得させるための課程として文部大臣の認定を受けた大学の課程は、第二章の規定による認定課程とみなす。

免許法附則第四項の旧令による学校の校長及び教員は、次の各号に掲げる学校の校長及び教員とする。

一小学校に相当する旧令による学校については、国民学校（教員養成諸学校の附属国民学校を含む。以下この項において同じ。）、青年学校（青年師範学校の附属青年学校を含む。以下この項において同じ。）、盲学校、聾哑学校、附属中学校及び附属高等女学校を含む。以下二中学校に相当する旧令による学校については、国民学校、中等学校（教員養成諸学校の附屬中学校及び附属高等学校を含む。以下この項において同じ。）、高等学校尋常科、師範学校予科、盲学校、聾哑学校、青年学校、国民学校に準ずる各種学校、国民学校に類する各種学校（中等学校に相当する学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校に入學し指定を受けた学校その他の文部科学大臣がこれらの学校に准ずるものと認めた学校）が、これらの中学校に相当する旧令による学校については、第十七条の規定を準用する。

三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間

四 幼稚園に相当する旧令による学校については、旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による幼稚園（教員養成諸学校の附属幼稚園及び文部科学大臣が幼稚園に相当するものと認めた学校を含む。）及び第一号に掲げる学校（青年学校を除く。）

五 免許法附則第四項の学校以外の教育施設において教育に従事する者は、第六十七条の表の第一欄に掲げる施設において教育に従事する者とする。

六 免許法附則第四項の官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員は、学校教育法施行規則第二十条第一号イからヌまでに掲げる職にある者とする。

七 免許法附則第五項の表備考に規定する基礎資格を有する者に相当する者及び改正法附則第五項の表備考第四号の規定により修業年限四年以上の専門学校を卒業した者に相当する者は、旧令による専門学校を卒業した者に相当する者は、旧令による専門学校の入学資格を入学資格とする修業年限一年以上の専門学校の予科を修了し、修業年限三年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限三年以上の専門学校を卒業し、修業年限一年以上の専門学校研究科を修了した者とする。

八 免許法附則第四項、第五項、第九項及び第十項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄並びに附則第十項の表の第二欄に規定する在職年数の通算に関しては、第七十条の規定を準用する。

九 免許法附則第九項の表イの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」は、大学に二年以上在学し、同表の第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二

学大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校

三 高等学校に相当する旧令による学校については、中等学校、高等学校尋常科、師範学校予科、青年学校、専門学校入学に關し指定期を受けた学校、高等学校高等科、大学予科、専門学校、青年学校又は高等学校高等科又は専門学校に類する各種学校、中等学校に相当する学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校であつて高等学校高等科又は専門学校に相当する学校、盲学校又は聾哑学校の師範部、教員養成諸学校（青年学校教員養成所及び臨時の教員養成機関を含む。）その他文部科学大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校であつて高等学校高等科又は専門学校に相当する学校、盲学校又は聾哑学校の師範部、教員養成諸学校（青年学校教員養成所及び臨時の教員養成機関を含む。）その他文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、旧令による国民学校初等科修了程度を入学修業する年数五年の実業学校又は旧令による国民学校高等科修了程度を入学修業する年数五年の実業学校と同様とし、同表のハの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、旧令による国民学校初等科修了程度を入学修業する年数三年の実業学校において同表の第一欄に掲げる実習に係る実業に關する学科を専攻して卒業することとし、同表のハの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、旧令による国民学校初等科修了程度を入学修業する年数三年の実業学校において同表の第一欄に掲げる実習に係る実業に關する学科を専攻して卒業することとする。

十 免許法附則第九項の表備考第三号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

十一 免許法附則第五項の表備考第七号に規定する文部科学省令で定める職員は、第六十九条の二に規定する職員とし、その者について証明をすべき所轄庁は、その者の勤務する学校の教員について免許法第二条第三項に規定する所轄庁と同様と同様とする。

十二 改正法附則第五項の表備考第七号に規定する文部科学省令で定める職員は、第六十九条の二に規定する職員とし、その者について証明をすべき所轄庁は、その者の勤務する学校の教員について免許法第二条第三項に規定する所轄庁と同様とする。

十三 免許法附則第十八項の表第三欄に規定する実務証明責任者は、その者の勤務する学校（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場に勤務する者については、当該共同調理場の設置者が設置する学校と同一の者で盲学校又は聾哑学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭（講師を含む。）にならうとするものについては、附則第十七項の規定を準用する。

十四 附則第三十四項及び第三十五項の規定に該当する者に對して、教育職員検定により、盲学校又は聾哑学校の特殊教科の教諭の二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、第六十四条第二項の規定にかかわらず、次

の表の第三欄及び第四欄の定めるところによること。

類	所要
基礎資格	第二欄
第二欄	基礎資格
第三欄	第二欄
第四欄	第二欄
第一欄	
第二欄	
第三欄	
第四欄	

設業した者にあつては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目五単位を含めて三十単位を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

前項の規定の適用を受ける者の改正法附則第八項により読み替えられた免許法別表第三に規定する最低在職年数については、当分の間、その者の看護師養成施設における在学年数一年を在職年数二年とみなして通算することができる。

37 旧国立工業教員養成所を卒業した者が、免許法第六条第三項別表第四により数学又は理科の教科についての高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当分の間、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）による改正前の第二十五条第三項の規定にかかわらず、同項に定めるもののほか、旧国立工業教員養成所は、同法第六条第二項別表第三備考第一号の規定に基づく他の課程とみなす。

38 免許法附則第十四項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

39 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、認定課程を有する大学、免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関又は第六十四条第一項の表下欄に規定する特別支援学校の教員養成機関が、次の表の第一欄に掲げる表第二若しくは別表第二の二の規定による普通免許状の種類に応じ、令和二年度から令和五年度までの間にこの省令に規定する科目的うち第二二欄に掲げる科目的授業の全部又は一部を実施できなかつたことにより、免許法別表第一、別表第二若しくは別表第二の二の規定による普通免許状の授与又は免許法第四条の二第二項に規定

第一欄	第二欄	第三欄	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援教諭	教諭養護
			幼 稚 園 教 諭	小 学 校 教 諭	中 学 校 教 諭	高 等 学 校 教 諭	特 別 支 援 教 諭	教 諭 養 護
教授を担任する教員の普通免許状の授与を受けようとする者が当該第二欄に掲げる科目の単位を修得することができるときは、当該第二欄に掲げる科目の単位については、この省令に規定する科目的うち第三欄に掲げる科目の単位を定するものであることができる。	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）に限る。）、	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）を除く。	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）に限る。）、	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）を除く。	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）に限る。）、	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）を除く。	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）に限る。）、	教科及び教職に関する科目（教育実習に関する科目に限る。）を除く。
（養護実習に係る部分に限る。）に限る。）、	（養護及び教職に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習に限る。）に限る。）、	（特別支援教育に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習に限る。）に限る。）、	（特別支援教育に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習を除く。）、	（養護及び教職に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習を除く。）、	（養護及び教職に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習を除く。）、	（養護及び教職に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習を除く。）、	（養護及び教職に関する科目（心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習を除く。）、	（養護実習に係る部分に限る。）を除く。

教諭		特別支援学校自立教科	心身に障害のある児童、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育の基礎理論に関する科目、視覚障害者に関する教育の領域に関する科目及び視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	栄養目（栄養教育実習に係る部分に限る。）
附則	（昭和三一年三月二〇日文部省令第三号）抄				
3 1	この省令は、公布の日から施行する。				
	この省令は、昭和三十一年十月一日から施行する。				

得方法の例にならうものとする改正後の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第一項、附則第四項若しくは第五項の規定又は改正後の施行規則附則第五項に定める修得方法の例にならうものとする同附則第九項の規定(五条第一項、附則第六項若しくは第六項に定める修得方法の例にならうものとする同附則第九項の規定を含む。)にかかわらず、当分の間、改正前の施行規則第三条に定める修得方法の例によることができる。

附 則 (昭和三六年七月二五日文部省令
第一八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令の規定中、教育職員免許法施行規則第三条第一項の表の改正規定、同規則第四条の規定並びに附則第二項、附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第十項から附則第十二項までの規定(以下「教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定」という。)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定の施行の際、現に改正前の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第九項の規定により修得した図画工作の教科に係る教科教育法の単位は、改正後の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第八項の規定により修得した図画工作の教科に係る教科教育法の単位は、改正後の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第八項の規定により修得した図画工作の教科又は工作的教科に係る教科教育法の単位は、改正後の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第六項若しくは附則第九項の規定により修得した美術又は工芸の教科に係る教科教育法の同数の単位とみなす。

この省令の施行の際、現に改正前の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第八項の規定により修得した美術の教科に係る教科教育法の同数の単位とみなす。

教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定の施行の際、現に改正前の施行規則第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十五条第二項、第十六條、附則第四項、附則第五項若しくは附則第六項若しくは附則第九項の規定により修得した美術又は工芸の教科に係る教科教育法の同数の単位とみなす。

中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において修得した図画工作の教科に係る専門科目の単位は、改正後の施行規則第二十条の規定により美術の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において修得した美術の教科に係る専門科目の単位とみなす。

教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際（以下「法施行の際」という。）、現に改正前の施行規則第二十条の規定により図画又は工作の教科についての高等学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において修得した図画又は工作の教科に係る専門科目の単位は、それぞれ改正後の施行規則第二十条の規定により美術又は工芸の教科についての高等学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において修得した美術又は工芸の教科に係る専門科目の単位とみなす。

教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定の施行の際、現に改正前の施行規則第二十条の規定により職業の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において、同規則第三条第一項の表職業の教科項目及び第三条第二項の規定により修得した職業の教科に係る教科に関する専門科目の単位並びに同規則第六条の規定により修得した教職に関する専門科目の単位は、それぞれ、改正後の施行規則第二十条の規定により技術の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程において、同規則第三条の規定により修得した技術の教科に係る教科に関する講習は、昭和三十四年四月一日から昭和三十七年三月三十日までの間に於て文部省の計画に基づき都道府県が実施した技術・家庭科についての中学校教育課程研究協議会又は文部大臣がこれに相当すると認められた講習とする。

教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定の施行の際、現に改正前の施行規則第二十条の規定により図画工作の教科についての

<p>13 ている課程は、教科専門科目の単位の修得方法の改正等に関する規定の施行の日において、改正後の施行規則第二十条の規定により美術の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程とみなす。</p> <p>1 法施行の際、現に改正前の施行規則第二十条の規定により図画又は工作の教科についての高等学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けている課程は、その日において、それぞれ、美術又は工芸の教科についての高等学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程とみなす。</p>
<p>附 則（昭和三九年八月二四日文部省令第二四号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四〇年七月二一日文部省令第三二号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四三年六月二六日文部省令第二四号）抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四四年八月四日文部省令第三二号）抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四四年八月二十五日文部省令第二五号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四五年八月三一日文部省令第二二号）</p> <p>この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四七年五月一三日文部省令第二九号）</p> <p>この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四八年八月九日文部省令第六号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行し、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和四十八年七月二十日）から適用する。</p>

与を受けようとする者が、保健の教科についてその免許状に相当する教科の教授を担任する教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の同法第二条第二項に規定する所轄庁の証明のあるものであるときは、昭和五十四年三月三十一日までは、その者が修得している保健の教科に係る教科教育法の単位をもつてその同数の看護の教科に係る教科教育法の単位を修得したものとみなす。

附 則（昭和四八年一一月二八日文部省令第二九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二三日文部省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年八月八日文部省令第三八号）
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年六月六日文部省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年三月三一日文部省令第九号）抄
この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一日文部省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月一〇日文部省令第三号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二二日文部省令第三号）抄
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十一条の規定により、課程の認定を受けようとする大学の設置者は、当該認定を受けようとする課程の免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては、免許教科の種類を含む。以下この項及び次

改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第二十二条の規定により文部大臣の認定を受けている課程の免許状の種類に対応するものである場合には、平成二年三月三十日までは、新施行規則第二十一条の申請書に同条第七号の事項を記載することを要しない。

新施行規則第三十条の規定により指定を受けようとする教員養成機関の設置者は、当該指定を受けようとする教員養成機関に係る免許状の種類がこの省令の施行の際現に教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六百六号）による改正前の教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）別表第一備考第二号の規定により文部大臣の指定を受けている教員養成機関に係る免許状の種類に対応するものである場合には、平成二年三月三十一日まで新施行規則第三十条の申請書に同条第四号、第七号、第九号、第十号及び第十二号の事項を記載することを要しない。

附 則

(平成二年三月一三日文部省令第二号)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

2 教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の規定により地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定を受けようとする大学の設置者は、当該認定を受けようとする課程が社会の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定の申請を平成元年十月三十一日までに行つたものである場合には、平成二年九月三十日までは、同条の申請書に同条第七号の事項を記載することを要しない。

3 前項の規定により大学の設置者が施行規則第二十二条の申請書に同条第七号の事項を記載することを要しないとされる課程であつて、施行規則第二十条の規定により平成三年三月三十一日までに地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程とみなす。

附 則（平成三年六月一〇日文部省令第三〇号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

第一欄 第二欄	1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。
	附 則（平成一〇年六月二十五日文部省令第二号）	附 則（平成一〇年六月二十五日文部省令第二号）
3 新法別表第一の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受けるものには、新課程において修得した教科に関する科目の単位とみなすことができる。	1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第十条の三第二項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第十条の三第二項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。
	2 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ	2 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ

3 新法別表第一の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受けるものには、新課程において修得した教科に関する科目の単位とみなすことができる。	1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第十条の三第二項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第十条の三第二項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。
	2 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ	2 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ
4 新法別表第一又は別表第二の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

4 新法別表第一又は別表第二の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができ	論 教 学 中	論 教 学 小		
	教育課程	教育の基礎理論に關する科目	教育課程	教育の基礎理論に關する科目
教育課程及び指導法に関する科目	教育実習	生徒指導、教育相談及び進路指導等に關する科目	教育課程及び指導法に関する科目	教育実習
教育の本質及び目標に関する科目	教育の発達及び学習の過程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目

論 教 校 学 等 高					生徒指導、 生徒指導、教育相談及び進 路指導に関する科目	
論 教 護 學 ト 論 教 護 護 護					教 育 実 習	
教 育 実 習		教 育 実 習			教 育 実 習	
教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習
生徒指導、 生徒指導、教育相談及び進 路指導に関する科目	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習
生徒指導、 生徒指導、教育相談及び進 路指導に関する科目	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習
生徒指導、 生徒指導、教育相談及び進 路指導に関する科目	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習

相談に する科目	養護実習
	養護実習

四条の二、第十七条又は第十七条の二の適用に
より免許法別表第三又は別表第六に規定するそ
れぞの普通免許状（専修免許状を除く。）に
係る単位数のうち十単位以上を修得した者に対
する免許法別表第三又は別表第六の規定の適用
においては、この省令による改正後の施行規則
第十二条、第十三条、第十四条の二、第十七条及び
第十七条の二の規定にかかわらず、なお従
事できる。

改正附則第七項の規定により旧法別表第三に規定するそ
れぞの普通免許状に係る所要資格を得たものとみな
れる者が普通免許状の授与を受ける場合の第
五十五条第四項の規定の適用については、なお従
事の例による。

改正法施行の際、現に旧法別表第一備考第五
号の規定により専修免許状授与の所要資格を得
たための課程として文部大臣の認定を受け
ている大学の課程は、新法別表第一備考第五
号の規定により専修免許状授与の所要資格を
得させるための課程として文部大臣の認定を受け
たものとみなす。

この省令の施行の際現に旧施行規則の規定に基
づき授与された盲学校、聾学校及び養護学校
の養護訓練の教諭の一種免許状（以下「旧免許
状」という。）は、新施行規則に規定するそれ
ぞれの自立活動の教諭の一種免許状（以下「新
免許状」という。）とみなし、旧免許状を有す
る者は、この省令の施行の日において、それぞ
れ新免許状の授与を受けたものとみなす。

この省令による改正前の規定により、新法別表第一又は別表第二の規定により教諭の免許状の授与を受ける場合、又は養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合、又は養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教科又は教職に関する科目又は養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合に該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が普通免許状に係る所要資格を得たものとみなされるための課程として文部大臣の認定を受けたものとみなす。

この省令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十年文部省令第四十四号）附
則第二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に掲げる日から施行する。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十年文部省令第四十四号）附
則第二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

この省令は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十
一日まで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第五十三条第一項の規定による総合的な学習
の時間並びに学校教育法施行規則の一部を改
正する省令（平成十一年文部省令第七号）附
則第十二項の規定により読み替えて適用され
る学校教育法施行規則第二十四条第一項及び
第七十三条第八第一項の規定による総合的な学
習の時間の一部

条の九の規定による総合的な学習の時間の一部、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）による教護院で、その教科について、児童福祉法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百二号）による改正前の児童福祉法第四十九条の規定により文部大臣の承認を受けたもの及び児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法第四十九条の規定による改正前の児童福祉法第四十九条の規定により従つたものにおいて教育に従事した者に対する免許法第六条別表第三の規定の適用については、なお従前の例による。児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十九条第四項のただし書きの規定による指定を受けたものを除く。）において教育に従事した者についても、同様とする。

附 則（平成二年三月三一日文部省令第三五号）抄

1 （施行期日）この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日文部省令第三五号）抄

1 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間に、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第三条又は第六条の二、第十三条、第十三条、第五十五条、附則第四項若しくは附則第十項の規定により修得した、音楽、美術、技術、家庭又は外国語の教科について中学校教諭免許状の授与を受けるため必要とする教科に関する科目の単位についても、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三条又は第六条の二、第十三条、第十三条、第五十五条、附則第四項若しくは附則第十項の規定により修得した、音楽、美術、技術、家庭又は外国語の教科について中学校教諭免許状の授与を受けるため必要とする教科の単位とみなすことができる。

3 平成十三年三月三十一日までの間に、旧施行規則第四条又は第六条の二、第十三条、第十三条、第十五条、第十六条、附則第四項、附則第三

五項若しくは附則第九項の規定により修得した、音楽、美術、工芸、看護、看護実習、家庭、家庭実習又は外国語の教科について高等学級、家庭教諭免許状の授与を受けるため必要とする教科に関する科目の単位については、新施行規則第四条の規定にかかわらず、当該教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位とみなすことができる。

4 平成十六年三月三十一日までに旧施行規則第三条若しくは第四条又は第六条の一、第十一条、第十三条、第十五条、第六十六条、附則第四項、附則第五項、附則第九項若しくは附則第十項の規定の適用により教育職員免許法別表第一、別表第三、別表第四、別表第五、附則第七項又は附則第十一項に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新施行規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

5 この省令の施行の際、現に教育職員免許法別表第一備考第五号イの規定により、音楽、美術、技術、家庭若しくは外国语の教科についての中学校教諭免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程は、当該免許状に係る教育課程について、新施行規則第二十一条第二項に規定する届出を平成十三年三月三十一日までに行つたものである場合には、当該免許状に係る文部科学大臣の認定を受けた課程とみなす。

6 教育職員免許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二項に規定する文部科学省令で定める情報の教科に関する講習は、この省令施行の日から平成十五年三月三十日までの間に、文部科学省が実施する情報の教科の指導法の単位をもつてそれぞれ情報又は福祉の教科に関する教科の指導法について四単位を修得したるものとみなすことができる。

7 改正法附則第二項第一号の規定により文部科学省令で定めることとされている教科の領域の第一項に係る事項で教育職員免許法第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるものは、旧施行規則第六十一条の四に規定する情報技術又は情報報処理とする。

8 改正法附則第三項に規定する文部科学省令で定める福祉の教科に関する講習は、この省令施行の日から平成十五年三月三十日までの間に、文部科学省が実施する福祉の教科に関する現職教員等講習会とする。

9 改正法附則第四項又は第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法については、第十四条の三及び第十六条第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

10 改正法による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第六条別表第四の規定により情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法の施行日以後にそれぞれ改正法附則第二項第二号一号に掲げる数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科若しくは第七項に掲げる情報技術若しくは情報処理の事項（以下「情報関連教科」という。）又は同法附則第三項に掲げる公民、看護若しくは家庭の教科（以下「福祉関連教科」という。）について、新法又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定により免許状の授与又は交付を受け、かつ、それぞれ第六項又は第八項に規定する現職教員等講習会を修了したものであるときは、新施行規則第五章の規定にかかる法律第百四十八号の規定により免許状の授与又は交付を受けた後、それぞれ一単位以上計二十単位を修得したものとみなすことができる。この場合において、その者が情報関連教科又は福祉関連教科の免許状の授与又は交付を受けた後、それぞれ情報関連教科若しくて第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得したものとみなすことができる。この場合において、その者が情報

11 改正法附則第四項の規定にかかる教育職員免許法（以下「新法」という。）第六条別表第四の規定により情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法の施行日以後にそれぞれ新法附則第二項第二号一号に掲げる数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科若しくは第七項に掲げる情報技術若しくは情報処理の事項（以下「情報関連教科」という。）又は同法附則第三項に掲げる公民、看護若しくは家庭の教科（以下「福祉関連教科」という。）について、新法又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定により免許状の授与又は交付を受け、かつ、それぞれ第六項又は第八項に規定する現職教員等講習会を修了したものであるときは、新施行規則第五章の規定にかかる法律第百四十八号の規定により免許状の授与又は交付を受けた後、それぞれ情報関連教科若しくて第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得したものとみなすこと

12 改正後の教育職員免許法施行規則第六条の表備考第十四号及び第十五号の規定により、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受けた場合にあつては、教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第九十八号）による改定課程において修得した教職に関する科目の単位のうち、第二欄に掲げる科目の単位については、第一欄に掲げる教職に関する科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄
教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法	教育内容に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目のうち教育課程の意義及び編成の方法	教育課程一般に亘る科目
教育課程及び指導法に関する科目のうち教育課程の意義及び編成の方法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目

附 則（平成一三年三月三〇日文部科学省令第二八号）抄

1 （施行期日）この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月二七日文部科学省令第八〇号）抄

1 （施行期日）この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一日文部科学省令第三号）抄

1 （施行期日）この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日文部科学省令第三号）抄

1 （施行期日）この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

- 4 前項の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第一項の規定を準用する場合について準用する。
- 5 新免許法別表第三、別表第八及び附則第九項の表の第三欄並びに別表第五の第二欄に定める特別支援学校の各部の教員又は職員（以下この項において「教員等」という。）としての最低在職年数の算定については、旧盲学校等の各部において教員等として在職した年数を、特別支援学校の相当する各部において教員等として在職した年数に通算することができる。
- 6 この省令の施行の際現に理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目的単位を修得するためには認定課程を有する大学又は文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関において当該必要とされた単位を修得したものとみなす。
- 7 施行日前に旧免許法施行規則第六十四条第一項の規定により理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために必要な新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目的単位についての盲学校の各部の教育において修得した同項の表下欄に定める科目的単位については、教育職員免許法の授与を受けるために必要な新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目的単位とみなすことができる。
- 8 旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める盲学校教員養成機関又は聾学校教員養成機関の在学又は卒業は、新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める特別支援学校の教員養成機関の卒業又は在学とみなすことができる。
- 9 第一項の規定により同項に規定する自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が免許状の授与を受けようとする場合における同一表の第三欄に定める最低在職年数の算定について

- 10 第一項の規定により自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が旧免許法施行規則第六十四条第三項に定めるところにより修得した単位とみなして、これを新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数を合算することができる。
- 11 旧教育職員免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教育についての教育実習は、新免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する特別支援学校の各部の教育についての教育実習とみなす。
- 12 旧免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部における教員としての経験年数は、新免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する特別支援学校の各部における教員の経験年数に通算することができる。
- 13 旧免許法（改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法をいう。）第十六条の五第一項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師の職は、新免許法施行規則第六十八条及び第六十九条に規定する新免許法（改正法第二条の規定による特別支援学校の教育職員免許法をいう。）第十六条の五第一項の規定による特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とみなす。
- 14 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において専ら幼稚児・児童又は生徒の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する認護に従事する職員とみなす。

- 附 則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第二二二号）抄
(施行期日)
- 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 第二条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認護に従事する職員とみなす。
- 第三条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する視覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。
- 第四条 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号）附則第六項に規定する者については、新規則第六条第一項、第十一条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。
- 第五条 新規則第七条第六項第三号の規定により実務の検定を行う場合における同号に定める在職年数の算定については、学校教育法等の一部

- では、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ改正法第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校又は聾学校の教員として在職した年数を、同項の表備考第二号に規定する視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。
- 第六条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 第七条 この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。ただし、第一条规定の学校教育法施行規則第一章第二节の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第一百二十条第一項、第二項及び第三項、第一百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第一百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三项並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第五条及び第六条の改正規定、第十二条中高等學校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第十二条中高等學校設置基準第六条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る）は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二〇年三月三一日文部科学省令第九号）抄
(施行期日)
- 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則附則第十四項の改正規定については、平成二十年四月一日から施行する。
- 第二条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認護に従事する職員とみなす。
- 第三条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する視覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。
- 第四条 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十年法律第九十九号）附則第六項に規定する者については、新規則第六条第一項、第十一条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得した者は、新規則第六条第一項、第十条又は第十条の四の規定にかかるらず、新規則第六条第一項の表第六欄、第十一条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、新規則第六条第一項、第十条又は第十条の四の規定にかかるらず、新規則第六条第一項の表第六欄、第十一条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。
- 第五条 新規則第七条第六項第三号の規定により実務の検定を行う場合における同号に定める在職年数の算定については、学校教育法等の一部

を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年文部科学省令第五号）附則第三条第三項各号に掲げる学校の区分に応じ、当該学校の教員として在職した年数を、それぞれ当該各号に定める教員として在職した年数に通算することができる。

附 則（平成二十一年三月三一日文部科学省令第一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月一日文部科学省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三一日文部科学（施行期日））

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月一日文部科学省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月一日文部科学（施行期日））

この省令は、公布の日から施行する。

成二十六年三月三十一日までに、旧規則第五条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

附 則（平成二十五年八月八日文部科学省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二六日文部科学省令第二八号）

この省令は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二六日文部科学省令第二二号）

この省令は、教育職員免許法施行規則第六十一条の八、第六十五条の九、附則第二十八項及び第三十二項並びに別記第四号様式並びに第二条中教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の改正規定及び同令第二十二条の五の次に一条を加える改正規定平成二十七年四月一日

附 則（平成二七年四月一日文部科学省令第二六号）

この省令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日文部科学省令第二〇号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月一日文部科学省令第二六号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日文部科学省令第二三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月一七日文部科学省令第二四号）

この省令は、平成二九年一月一七日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日文部科学（施行期日））

この省令は、公布の日から施行する。

施行規則第十条の六第一項及び第三項の改正規定並びに同令第十二条の改正規定に限る。」及び第二条の規定（免許状更新講習規則第六条の改正規定に限る。）は公布の日から施行する。（経過措置）

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号ロの規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「教科に関する専門的事項」について「領域に関する専門的事項」といいう。）、教科及び教科の指導法に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目（教科に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「教科に関する専門的事項」について「領域に関する専門的事項」といいう。）、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

教育の基礎的理諭に関する科目

教育の基礎理論に関する科目

教育の意義等に関する科目

教育の基礎理論に関する科目

教育課程及び指導法に関する科目

規則に規定する科目（保育内容の指導法に関する部分に限る。）

教育課程及び指導法に関する科目

教育の基礎的理 解に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）	教職に関する内容を含むものに限る。）
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理解に関する部分に限る。	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）	教職に関する内容を含むものに限る。）
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）	教職に関する内容を含むものに限る。）
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）	教職実践演習 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）	教職に関する内容を含むものに限る。）

教育実践に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	教職実践演習	教職実習
教育実践に関する科目	教職実践演習	教職実践演習	教職実習	教職実践演習	教職実習
教育実践に関する科目	教職実践演習	教職実践演習	教職実習	教職実践演習	教職実習
教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習	教職実習	教職実践演習	教職実習

教育実践に 関する科目	の内容に関する内容を含む ものに限る。)	
	新法別表第一から別表第八までの規定により、教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程においては修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目又は栄養に係る教育又は教職に関する科目的単位について、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した大学が独自に設定する科目的単位とみなすことができる。ただし、前項の規定により、新課程において修得した科目的単位のみなした旧課程において修得した教職に関する科目に準ずる科目的単位については、当該科目的単位を新課程において修得した大学が独自に設定する科目的単位とみなすことはできない。	新法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、新法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関、新法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、旧法第五条第一項の規定による認定課程（以下「旧課程」という。）又は「旧課程」とあるのは、「旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、旧法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは通信教育の開設者による講習、公開講座若しくは通信教育の開設者による講習、公開講座若しくは通信教育に」とする。
教育実践演習	栄養教育実習	の内容に関する内容を含む ものに限る。)

普通免許状に係る所要資格を得たことにより、
新法別表第一別表第二の二までに規定する
当該普通免許状に係る所要資格を得たもののみ
なされる者が普通免許状の授与を受ける場合の
単位の修得方法は、この省令による改正後の施
行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通
免許状の授与の所要資格を得させるための課程
として文部科学大臣により認定された課程（旧
法別表第一備考第三号の規定により文部科学大
臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）につ
いては、平成三十四年度までに入学し引き続き
在学する学生に対し、この省令による改正にか
かわらず、領域に関する専門的事項に関する科
目の履修について、小学校の国語、算数、生
活、音楽、图画工作及び体育の教科に関する専
門的事項に関する科目のうち、一以上の科目に
ついて修得されることにより、第二条第一項の
表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科
目を修得させたものとみなすことができる。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ
コロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年
一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対
して、人に伝染する能力を有することが新たに
報告されたものに限る。）である感染症をいう
。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない
理由により、旧課程を有する大学、旧法別表第
一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定
を受けている教員養成機関、旧法第五条第一項
の規定により文部科学大臣の指定を受けている
教員養成機関又は旧法別表第二の二備考第一
号の規定により文部科学大臣の指定を受けて
いる教員養成機関が、次の表の第一欄に掲げる
免許状の種類に応じ、令和二年から令和五年
度までの間にこの省令による改正前の教育職員
免許法施行規則に規定する科目のうち第二欄に
掲げる科目的授業の全部又は一部を実施できな
かつたことにより、旧法別表第一、別表第二又
は別表第二の二の規定により普通免許状の授与
を受けようとする者が当該第二欄に掲げる科
目の単位を修得できないときは、当該第二欄に掲
げる科目の単位については、この省令による改
正前の教育職員免許法施行規則に規定する科
目のうち第三欄に掲げる科目的単位をもつてあ
ることができる。

第一欄	第二欄	第三欄
教職に関する科目（教職に関する科目）	教職に関する科目（教職に関する科目）	教職に関する科目（教職に関する科目）

1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年二月二二日文部科学省令 令第六号）	2 第一条の規定による改正後の教育職員免許法 施行規則（以下「新規則」という。）第七十四条 の二第八号の規定は、この省令の施行の日 (以下「施行日」という。)前に教育職員免許法 第十条第一項第二号に該当することにより免許 に教育職員免許法第十条第一項第二号に規定す る处分を受け、又は解雇された者について適用 し、施行日前に同号に規定する处分を受け、又 は解雇された者については、なお従前の例によ る。	3 新規則第七十四条の三の規定は、施行日以後 に教育職員免許法第十条第一項第二号に規定す る处分を受け、又は解雇された者について適用 し、施行日前に同号に規定する处分を受け、又 は解雇された者については、なお従前の例によ る。
附 則（平成三十一年三月三十日文部科学省 令第二二号）	附 則（令和三年四月一三日文部科学省 令第二三号）	附 則（令和三年五月七日文部科学省令 令第二五号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行す る。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三十一年一二月二六日文部科学 省令第三四号）	附 則（平成三十一年一二月二六日文部科学 省令第三四号）	附 則（平成三十一年一二月二六日文部科学 省令第三四号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行す る。	この省令は、平成三十一年四月一日から施行す る。	この省令は、平成三十一年四月一日から施行す る。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一 条中教育職員免許法施行規則第二十二 条の七及び第二十二条の八の改正規定は、令和 四年四月一日から施行する。 (経過措置)	2 この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式（次項において「旧様式」とい う。）により使用されている書類は、この省令 による改正後の様式によるものとみなす。 (経過措置)	3 この省令の施行の際現にある旧様式による用 紙については、当分の間、これを取り繕つて使 用することができる。 (経過措置)
附 則（令和三年八月四日文部科学省令 令第三五号）	附 則（令和三年八月四日文部科学省令 令第三五号）	附 則（令和三年八月四日文部科学省令 令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の基盤）	各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目的単位とみなす。	第一欄 各教科の指導法	第二欄 旧規則に規定する科目	第三欄 （各教科の指導法に関する内容を含むものに限る。）	第四欄 （各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。））	第五欄 （各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	第六欄 （各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。））
教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法）	各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	この省令による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。	第一欄 各教科の指導法	第二欄 旧規則に規定する科目	第三欄 （各教科の指導法に関する内容を含むものに限る。）	第四欄 （各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。））	第五欄 （各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	第六欄 （各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。））

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。 附 則（令和四年三月一八日文部科学省令第七号） （施行期日） この省令は、令和四年四月一日から施行する。	2 第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第七十四条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る原簿について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る原簿については、同表の第一欄に掲げる科目的単位とみなす。	3 この省令は、令和四年三月三十一日までに同表の第二欄に掲げる科目的単位を修得した者が、同法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目的単位を修得するもの又は同日までに同欄に掲げる科目的単位を修得した者が、免許法別表第一号第八条、附則第五項、附則第九項又は附則第十六条号に規定する認定大学（次項において「課程認定大学」という。）別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）若しくは免許法別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでにこの省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定（同条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。以下「旧修得規定」という。）の適用により旧規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目的単位を修得するもの又は同日までに旧修得規定の適用により同表第二欄及び第三欄に掲げる科目的単位を修得した者が、免許法別表第一若しくは別表第七の規定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受ける場合は又はこの省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受ける場合は又はこの省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により修得した新規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目的単位は、新規則第七条の規定に定める修得方法の例にならうものとする新規則第十八条及び第六十四条第一項の表備考第一号の規定を含む。）の適用により修得した新規則第七条第一項の表第二欄及び第三欄に掲げる科目的単位とみなす。
---	---	---

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。 附 則（令和四年三月一八日文部科学省令第七号） （施行期日） この省令は、令和四年六月二一日から施行する。	2 この省令は、令和四年六月二一日から施行する。	3 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
--	-----------------------------	---

論 論 教 護 養 糜	論 論 教 護 養	論 論 教 学 等 高 標 第 一 欄 新規則に規定する科目	論 論 教 校 第 二 横 新規則に規定する科目	論 論 教 校 第 三 横 新規則に規定する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）
（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）	（道徳、総合的な学習の時間及び総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）

附 別 則（令和四年八月三一日文部科学省令第三〇号） この省令は、令和四年九月三〇日文部科学省令第三〇号（施行期日）抄する。	附 別 則（令和五年二月二八日文部科学省令第六号） この省令は、令和五年四月一日から施行する。	附 別 則（令和五年三月三〇日文部科学省令第一二号）抄 (施行期日) この省令は、令和五年四月一日から施行する。	附 別 則（令和五年八月八日文部科学省令第二七号） この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。 附 則（令和五年九月二五日文部科学省令第三〇号） この省令は、公布の日から施行する。	附 別 則（令和五年九月二七日文部科学省令第三一号） この省令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）
---	--	--	--	---

校 学 等 高	論 教 校 学 中	欄 一 第	第二欄	第三欄	（経過措置）	
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	生物学 被服学（被服実習を含む。） 情報とコンピュータ 保育学	生物育成 栽培（実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 保育学（実習を含む。）	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目的単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合においては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項の表備考第一号又は第五条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事项に関する科目的単位のうち、次の表の第三欄に掲げる教科に関する専門的事项に関する科目的単位については、同表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる科目的単位とみなす。	旧規則に規定する科目	木材加工（製図及び実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。）
用を含む。）、地学実験	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」

論 教	
被服学（被服 実習を含む。）	（コンピュータ活用を含 む。）
被服学（被服製作実習 を含む。）	住居学（製図を含む。）
保育学（実習及び家庭 看護を含む。）	保育学（実習を含む。）
コンピュータ・情報処 理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処 理（実習を含む。）
情報システム	情報システム（実習を 含む。）
情報通信ネットワー ク（実習を含む。）	情報通信ネットワー ク（実習を含む。）
マルチメディア ア表現・マル チメディア技 術	マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)
令和六年三月三十一日において認定課程を有 する大学に在学している者でこれを卒業するま でに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学 化学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実 験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実 験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理 学実験等」という。）の科目の単位を修得する もの又は令和六年三月三十一日までに認定課程 において旧物理学実験等の科目の単位を修得し た者が、同法別表第一の規定により中学校教諭 の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、 旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の うち、旧物理学実験・地学実験の科目の単位とみ なす。	3 令和六年三月三十一日において認定課程を有 する大学に在学している者でこれを卒業するま でに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含 む。）の科目の単位を修得するもの又は令和六 年三月三十一日までに認定課程において機械 (実習を含む。) 及び電気（実習を含む。）の科 目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定 により中学校教諭の普通免許状の授与を受けれる 場合にあつては、旧規則第四条第一項の表備考 第一号に規定する教科に関する専門的事項に関

する科目の単位のうち、機械（実習を含む）及び電気（実習を含む。）の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する機械・電気（実習を含む。）の科目の単位とみなす。

4 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十日までに認定課程において情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第五条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位についても、新規則第五条第一項の表備考第一号に規定する情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理の科目の単位とみなす。

5 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目的単位を修得するもの又は令和六年三月三十日までに認定課程において次に掲げる科目的単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目的単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目的単位とみなすことができる。

一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）

二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）

三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）

四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

五 機械（実習を含む。）

六 電気（実習を含む。）

6 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目的単位を修得するもの又は令和六年三月三十日までに認定課程において次に掲げる科目的単位を修得した者が、同法別表第一の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、旧規則第五

中学校教諭		第一欄	第二欄	第三欄
新規則に規定する科目	旧規則に規定する科目			
材料加工（実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。）			
生物育成	金属加工（製図及び実習を含む。）			
情報とコンピュータ	栽培（実習を含む。）			
被服学（被服実習を含む。）	情報とコンピュータ（実習を含む。）			
被服学（被服製作実習）	被服学（被服製作実習）			

高 等 学 校 教 論		「物理学実験、生化学実験、生物学実験、地学実験」	保育学	
2	3			
令和六年三月三十日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでの旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受けた場合にあつては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十三条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の単位とみなす。	被服学（被服実習を含む。）	「物理学実験、生化学実験、生物学実験」	保育学（実習を含む。）	
令和六年三月三十日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでの旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受けた場合にあつては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十三条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の単位とみなす。	被服学（被服実習を含む。）	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、生化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	保育学（実習を含む。）	
令和六年三月三十日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでの旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受けた場合にあつては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十三条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の単位とみなす。	住居学 保育学 情報システム 情報通信ネットワーク トワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術	住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	住居学（製図を含む。） 保育学（被服製作実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	「コンピュータ活用を含む。」

でに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合には、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十二条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する機械・電気（実習を含む。）の単位とみなす。

表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）

二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）

三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）

四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

五 機械（実習を含む。）

六 電気（実習を含む。）

令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第五条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十二条第一項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項、第十六条各条又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

別記第一号様式（第七十二条関係）

別記第一号様式（第七十二条関係）

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名跡

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又は

卷之三十三

別記第一の二号様式（第七十三條関係）

別記第一の三号様式（第七十三條関係）

別記第一の四号様式（第七十三條関係）

別記第三の一號様式（第七十三條の一関係）

別記第一の二号様式（第七十三條関係）

令方に關する事項（印鑑等）	氏名 （姓氏） （名前） 年月日 （西暦） （西暦）
（略）	（略）
上記の所は、右のとおり、前項の事項に於ける所と一致したことを明記する。 年月日 ○○○○年○月○日	
記	（西暦）
（略）	

別記第一の三号様式（第七十三條関係）

令方に關する事項（印鑑等）	氏名 （姓氏） （名前） 年月日 （西暦） （西暦）
上記の所は、右のとおり、前項の事項に於ける所と一致したことを明記する。 年月日 ○○○○年○月○日	
記	（西暦）
（略）	

別記第一の四号様式（第七十三條関係）

令方に關する事項（印鑑等）	氏名 （姓氏） （名前） 年月日 （西暦） （西暦）
上記の所は、右のとおり、前項の事項に於ける所と一致したことを明記する。 年月日 ○○○○年○月○日	
記	（西暦）
（略）	

別記第三の一號様式（第七十三條の一関係）

人間に關する事項	氏名 （姓氏） （名前） 年月日 （西暦） （西暦）
上記の所は、右のとおり、前項の事項に於ける所と一致したことを明記する。 年月日 ○○○○年○月○日	
記	（西暦）
（略）	

別記第三の二印様式（第七十三條の二関係）

別記第三の三印様式（第七十三條の二関係）

別記第三の二印様式（第七十三條の二関係）

別記第三の二印様式（第七十三條の二関係）		別に記する旨用語	
		氏名	
(印)	月日	西暦	西暦
上記のとおりであることを約する。			

上記の者は、西暦のとおりであることを可認する。

上記の者は、西暦のとおりであることを可認する。

別記第三の三印様式（第七十三條の二関係）

別記第三の三印様式（第七十三條の二関係）		別に記する旨用語	
		氏名	
(印)	月日	西暦	西暦
上記のとおりであることを約する。			

上記の者は、西暦のとおりであることを可認する。

上記の者は、西暦のとおりであることを可認する。

上記の者は、西暦のとおりであることを可認する。

2

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印